

令和6年度

定期監査報告書

大仙市監査委員

大仙監査一 7 4  
令和6年8月23日

大仙市長 様  
大仙市議会議長 様  
大仙市教育長 様  
大仙市選挙管理委員会委員長 様  
大仙市農業委員会会長 様  
大仙市上下水道事業管理者 様

大仙市監査委員 伊 藤 淳

大仙市監査委員 佐 藤 富 佳

大仙市監査委員 鎌 田 正

## 定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき令和6年度定期監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

## 目 次

I	適用した監査基準	1
II	財務監査等の種類	1
III	監査の対象	1
IV	監査の着眼点	1
V	監査の主な実施内容	1
VI	監査の実施場所及び日程	2
VII	監査の結果	2
VIII	監査の意見	3

# 令和6年度定期監査報告書

## I 適用した監査基準

本定期監査は、大仙市監査委員監査基準に準拠して実施した。

## II 財務監査等の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

## III 監査の対象

1 全部局及び西部地域小中学校

2 監査の対象期間

令和5年度の事務（監査基準日：令和6年3月31日）

※必要に応じて対象期間以前及び対象期間以降監査日までの状況も対象とした。

## IV 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査の主な着眼点は次のとおりである。

- ア 事業の進ちょく状況
- イ 予算の執行状況（収入率、執行率）
- ウ 収入事務
- エ 支出事務
- オ 契約の状況
- カ 債権の管理状況
- キ 団体事務局の口座等の状況
- ク これまでの監査意見への改善状況
- ケ 備品の管理状況

## V 監査の主な実施内容

### 1 書面審査

大仙市監査委員監査基準に基づき、下記の事項について監査対象部署から関係資料等の提出を求め、書面審査を行った。

- (1) 歳入及び歳出予算の執行状況
- (2) 契約の状況（業務委託、工事請負）
- (3) 滞納債権の状況
- (4) 団体事務局口座の管理状況

## 2 予備監査

予備監査として事務局職員が対象部署へ出向き、関係諸帳簿類等の審査を行った。  
また、昨年度実施した例月現金出納検査の結果を参照した。

## 3 本監査

予備監査終了後、監査委員による本監査として、対象部署に対して対面による質疑及び関係帳簿類等の審査を行った。

## VI 監査の実施場所及び日程

### 1 実施場所

予備監査は対象部署に属する施設内等で行い、本監査は神岡支所において実施した。

### 2 日程

4月26日	長等への監査の実施通知
5月7日	各部署への監査の実施通知
5月10日～	5月21日 予備監査
6月19日～	7月17日 監査委員による本監査（対面監査）
8月5日	監査結果の報告 監査委員合議
8月7日	部長講評
8月23日	監査結果報告書の提出

## VII 監査の結果

上記Ⅳ及びⅤにより監査した限りにおいて、監査の対象となった事務はおおむね適正に執行されていると認める。

## Ⅷ 監査の意見

### 1 会計伝票の適切な起票及び整備について

伝票の起票について、次の事項が見受けられたので、財務規則および歳出節解説に基づき改善されたい。

指摘事項	対象課
旅費の支出負担行為兼支出命令において、路程に1キロメートル未満の端数が生じたが切り捨てず算出されていた	施設管理課
燃料費の支出負担行為兼支出命令において、起案日が請求月日となっていない	財産活用課 仙北支所市民サービス課
印刷製本費の支出負担行為兼支出命令において、検収月日が請求月日となっていない	広報広聴課
燃料費の支出負担行為兼支出命令において、検収月日が請求月日となっていない	用地対策課
使用料の支出命令において、起案日が請求月日となっていない	農業振興情報センター
委託料の支出命令において、検収が課室所長となっていない	中仙公民館
報酬の支出負担行為兼支出命令において、添付資料の不足、起案日が雇入れの初日となっていない	教育指導課
大仙市財務規則第132条の規定による検査に関する大仙市規程に定める検査確認がされていない	財政課 秘書課 DX推進課 保険年金課 都市管理課 西仙北・協和建設水道事務所 中仙支所市民サービス課 東部学校給食センター 総合図書館 はびねす大仙 藤木公民館 角間川公民館 協和公民館 南外小学校

## 2 契約事務について

公文書管理規則、財務規則及び契約事務マニュアル等をもとに監査を行ったところ、次の事項が見受けられたので改善されたい。

指摘事項	対象課
設計図書の内容が不十分であった	神岡支所地域活性化推進室 神岡支所市民サービス課 大綱交流館 中仙支所市民サービス課 南外支所市民サービス課 仙北公民館
執行伺・契約締結伺に契約検査課の合議がなかった	D X推進課 花火産業推進課 観光交流課 農業委員会
執行伺又は契約締結伺に契約主任チェックシートが添付されていないかった	財産活用課 農林整備課 花火産業推進課 観光交流課 教育指導課 農業委員会 西仙北支所農林建設課 大綱交流館
契約主任チェックシートの記載に不備があった	総務課 中仙・太田建設水道事務所 南外公民館
契約締結伺に契約書案の添付がされていないかった	観光交流課 西仙北・協和建設水道事務所 農業委員会
見積徴取の数に誤りがあった	社会福祉課 中仙・太田建設水道事務所
業者選定審査表に根拠法令の記載がなかった	総合防災課
予定価格調書の封入がマニュアルどおりでないものがあった	総合防災課 D X推進課 健康増進センター 子育て支援課 都市管理課
社会保険料納入確認書が添付されていないものがあった	健康増進センター 都市管理課 総合市民会館 中仙公民館 協和支所市民サービス課 太田公民館

指摘事項	対象課
納税証明書が提出されていなかった	観光交流課 協和支所市民サービス課
社会保険料納入確認書の確認期間が不足しているものがあった	総合防災課 農業振興課
着手届に添付されていないものがあった	財産活用課 総合防災課 DX推進課 農業振興課 観光交流課 西仙北・協和建設水道事務所 中仙・太田建設水道事務所 協和支所市民サービス課
着手届・完了届が提出されていなかった	総務課 財政課 財産活用課 DX推進課 移住定住促進課 保険年金課 生活環境課 社会福祉課 健康増進センター 子育て支援課 農林整備課 観光交流課 観光施設課 文化財課 スポーツ振興課 道路河川課 生涯学習課 総合図書館 西仙北支所市民サービス課 西仙北支所農林建設課 大綱交流館 中仙支所市民サービス課 中仙公民館 南外支所農林建設課 仙北公民館 太田公民館

指摘事項	対象課
着手届・完成届の記載や添付書類に不備があった	社会福祉課 農林整備課 用地対策課 中仙・太田建設水道事務所 施設管理課 教育指導課 学校給食総合センター 神岡支所市民サービス課 協和支所市民サービス課 太田支所市民サービス課
監督職員変更通知が送付されていなかった	生活環境課
完成届の日付より以前に検査が行われていた	財産活用課 DX推進課 花火産業推進課 施設管理課 学校給食総合センター
検査調書が作成されていなかった	子育て支援課 教育指導課 中仙公民館
検査調書の記載に誤りがあった	用地対策課 中仙・太田建設水道事務所
検査調書の最終決裁が部長決裁とすべきところ、課長決裁となっていた	総務課 財産活用課 総合防災課 広報広聴課 移住定住促進課 市民課 保険年金課 生活環境課 税務課 社会福祉課 高齢者包括支援センター 健康増進センター こども政策課 子育て支援課 農業振興課 農林整備課 観光施設課 文化財課 都市管理課 建築住宅課

指摘事項	対象課
<p>検査調書の最終決裁が部長決裁とすべきところ、課長決裁となっていた</p>	<p>西仙北・協和建設水道事務所  中仙・太田建設水道事務所  施設管理課  学校給食総合センター  生涯学習課  総合図書館  総合市民会館  選挙管理委員会  神岡支所農林建設課  西仙北支所農林建設課  中仙公民館  協和支所農林建設課  太田支所農林建設課</p>
<p>検査確認通知が送付されていなかった</p>	<p>総務課  財産活用課  DX推進課  広報広聴課  地域活動応援課  移住定住促進課  生活環境課  高齢者包括支援センター  生活支援課  農林整備課  花火産業推進課  観光交流課  観光施設課  道路河川課  西仙北・協和建設水道事務所  学校給食総合センター  生涯学習課  総合図書館  農業委員会  西仙北支所市民サービス課  西仙北支所農林建設課  大綱交流館  中仙支所地域活性化推進室  協和支所農林建設課  協和公民館  太田支所市民サービス課  太田公民館</p>

### 3 備品の管理について

備品の管理について、次の事項が見受けられたので、財務規則に基づき適正な管理を行われない。

指摘事項	対象課
物品台帳の作成がされていなかった	生活環境課 生活支援課 健康増進センター 文化財課 スポーツ振興課
標識が貼付されていなかった	総合防災課 生活環境課 神岡支所市民サービス課 中仙支所市民サービス課 南外支所市民サービス課 文化財課 スポーツ振興課 西仙北・協和建設水道事務所
所管替えの手続がされていなかった	太田支所地域活性化推進室

### 4 郵券等の管理について

西部地域小中学校の郵券等の管理について実査を行ったところ、次の事項が見受けられたので改善されたい。

指摘事項	対象課
施錠のできない書棚に保管されていた	協和小学校

### 5 適正な契約事務の執行について

契約事務については財務規則、契約事務マニュアルに基づき執行されているが、これまでの定期監査においても指摘件数が多く改善が見られない状況である。

契約事務を統括する契約検査課では契約事務マニュアルを作成し、改正や留意事項について全庁掲示板等での周知を実施しているが、検査調書の決裁権者等について一部のマニュアルへ明文化されていないため複数の所管課で同様の誤りが多数見受けられた。

今後は適正な契約事務処理の執行がなされるよう、より分かりやすい実効性のあるマニュアル等の整備及び、周知の徹底に努められたい。

## 6 統一的な物品管理について

市では財務規則において、物品の管理に関する事務について規定しており、台帳及び標識については、財務規則第 213 条第 1 項及び第 2 項において規定している。

物品を管理する所管課においては、財務規則に基づき事務処理を執行しているが、標識について様式が定められていないなど全庁的に統一した明確な事務執行基準が定められていないことから、管理について共通の認識ができていない状況にある。

物品は重要な財産であるという認識のもと、公有財産の管理に関する事務を統括する財産活用課においては、物品管理に関する制度を整え、全庁的に統一した運用がされるよう周知徹底を図られたい。

( 以上 )